



# 宮 崎 県 公 報

令和4年1月17日(月曜日) 第 272 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………( “ ) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( “ ) 1
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防課) 2

頁

### 公 告

- 海岸保全区域の指定(2件)……………(港湾課) 3
- 地域森林計画の策定……………(森林経営課) 4
- 地域森林計画の変更……………( “ ) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 4
- まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量……………(漁業管理課) 4
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示……………(河川課) 5
- 落札者等の公告……………5

## 告 示

### 宮崎県告示第33号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和4年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550600177	デイサービス系	日向市大字塩見1403番地	合同会社あじさい	日向市大字塩見1403番地	令和3年12月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス

### 宮崎県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
尾鈴農協薬局	川南町	薬局	令和4年1月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
有限会社ハート薬局 国富店	国富町	薬局	令和4年1月1日
尾鈴農協薬局	川南町	薬局	令和4年1月1日
訪問看護ステーションえん	日向市	訪問看護	令和4年1月1日

### 宮崎県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第36号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字谷之口甲2441-1、甲2442、甲2448、甲2449-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字谷之口甲2441-1・甲2442・甲2448・甲2449-3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸塚村	井戸谷川	09-429-1-003	土石流
	八重の平川	09-429-1-007	土石流
	七ツ山川2	09-429-1-009	土石流
	諸塚川	09-429-1-012	土石流
	塚原川	09-429-1-013	土石流
	原内谷川	09-429-1-015	土石流
	立岩川1	09-429-1-017	土石流
	蔵の先谷川	09-429-1-019	土石流
	柳原谷川	09-429-1-020	土石流
	木ヶ倉川	09-429-1-021	土石流
	小布所川	09-429-1-026	土石流
	猿渡谷川	09-429-2-003	土石流
	小原井川1	09-429-2-004	土石流
	小原井川2	09-429-2-005	土石流

小原井川3	09-429-2-006	土石流
小原井川3-新①	09-429-2-006-新①	土石流
小原井川3-新②	09-429-2-006-新②	土石流
只石谷川-新③	09-429-2-012-新③	土石流
大椎谷川	09-429-2-013	土石流
内口谷川	09-429-2-019	土石流
松尾谷川	09-429-2-020	土石流
上長川谷川	09-429-2-021	土石流
猿渡-新①	I-1-1378-新①	急傾斜地の崩壊
本村-新①	I-1-1382-新①	急傾斜地の崩壊
荒谷	II-1-1343	急傾斜地の崩壊
上只石-1-新①	II-1-7085-新①	急傾斜地の崩壊
小原井-1	II-1-7100	急傾斜地の崩壊
小原井-2	II-1-7101	急傾斜地の崩壊
市の川内-2	II-1-7104	急傾斜地の崩壊
仲畑-1	II-1-7111	急傾斜地の崩壊
仲畑-2	II-1-7112	急傾斜地の崩壊
上長川-1	II-1-7116	急傾斜地の崩壊
上長川-2	II-1-7117	急傾斜地の崩壊
桂-1	II-1-7121	急傾斜地の崩壊
白木尾	II-1-7128	急傾斜地の崩壊
北粉-2	II-1-7132	急傾斜地の崩壊
黒葛原3	II-1-7153	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第38号

海岸法（昭和31年法律第 101号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県油津港湾事務所において一般の縦覧に供する。

なお、昭和36年宮崎県告示第 947号及び昭和43年宮崎県告示第 648号で指定した宮崎県日向灘沿岸外の浦港海岸栄松地区海岸保全区域は、廃止する。

令和 4 年 1 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 名称

宮崎県日向灘沿岸外浦港海岸栄松地区海岸保全区域

## 2 区域

- (1) 基点 1 から基点19までを順次結んだ線、基点 1 と補助点 1 を結んだ線、補助点 1 から補助点12までを順次結んだ線、補助点 12 と基点19を結んだ線、以上の各線によって囲まれた区域
- (2) 基点及び補助点の位置の表示

基 点	基 点 及 び 補 助 点 の 位 置
基点 1	日南市南郷町新開川河口部排水樋門左岸下流側の親柱天端中心より79° 44' 40" の方向へ距離3.60メートルの点
基点 2	基点 1 から 155° 13' 00" の方向へ距離109.37メートルの点
基点 3	基点 2 から 155° 13' 00" の方向へ距離 27.00メートルの点
基点 4	基点 3 から 135° 52' 40" の方向へ距離 70.10メートルの点
基点 5	基点 4 から 185° 08' 00" の方向へ距離314.10メートルの点
基点 6	基点 5 から 184° 55' 40" の方向へ距離 63.00メートルの点
基点 7	基点 6 から 194° 18' 00" の方向へ距離 34.90メートルの点
基点 8	基点 7 から 111° 51' 20" の方向へ距離5.40メートルの点
基点 9	基点 8 から 152° 04' 00" の方向へ距離 48.10メートルの点
基点 10	基点 9 から 158° 30' 00" の方向へ距離 93.50メートルの点
基点 11	基点 10 から 120° 37' 00" の方向へ距離 21.00メートルの点
基点 12	基点 11 から 121° 06' 40" の方向へ距離 33.30メートルの点
基点 13	基点 12 から 95° 23' 20" の方向へ距離 33.30メートルの点
基点 14	基点 13 から 122° 17' 40" の方向へ距離115.10メートルの点
基点 15	基点 14 から 189° 07' 00" の方向へ距離 34.50メートルの点
基点 16	基点 15 から 173° 04' 20" の方向へ距離 33.10メートルの点

基点17	基点16から 147° 48' 40" の方向へ距離 64.80メートルの点
基点18	基点17から 124° 39' 00" の方向へ距離 50.00メートルの点
基点19	基点18から 164° 11' 00" の方向へ距離 34.50メートルの点
補助点 1	基点 1 から 246° 47' 00" の方向へ距離 20.00メートルの点
補助点 2	基点 2 から 217° 01' 00" の方向へ距離 40.00メートルの点
補助点 3	基点 3 から 240° 33' 00" の方向へ距離 20.00メートルの点
補助点 4	基点 4 から 248° 24' 00" の方向へ距離 22.00メートルの点
補助点 5	基点 5 から 277° 00' 00" の方向へ距離 20.00メートルの点
補助点 6	基点 7 から 273° 00' 00" の方向へ距離 20.00メートルの点
補助点 7	基点 9 から 255° 30' 00" の方向へ距離 22.00メートルの点
補助点 8	基点10から 233° 55' 00" の方向へ距離 22.00メートルの点
補助点 9	基点10から 206° 34' 22" の方向へ距離213.13メートルの点
補助点10	基点11から 211° 03' 09" の方向へ距離220.43メートルの点
補助点11	基点11から 210° 37' 00" の方向へ距離 20.00メートルの点
補助点12	基点19から 270° 00' 00" の方向へ距離 50.00メートルの点

## 宮崎県告示第39号

海岸法（昭和31年法律第 101号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県油津港湾事務所において一般の縦覧に供する。

なお、昭和36年宮崎県告示第 947号で指定した宮崎県日向灘沿岸外の浦港海岸外の浦地区海岸保全区域は、廃止する。

令和 4 年 1 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 名称

宮崎県日向灘沿岸外浦港海岸外浦地区海岸保全区域

## 2 区域

- (1) 基点 1 から基点12までを順次結んだ線、基点 1 と補助点 1 を結んだ線、補助点 1 から補助点 7 までを順次結んだ線、補助点 7 と基点12を結んだ線、以上の各線によって囲まれた区域
- (2) 基点及び補助点の位置の表示

基 点	基 点 及 び 補 助 点 の 位 置
基点 1	日南市南郷町外浦潟上川河口導流堤基部天端中心から 239° 49' 00" の方向へ距離 71.90メートルの点
基点 2	基点 1 から 342° 20' 00" の方向へ距離 45.00メートルの点

基点3	基点2から 320° 50' 00" の方向へ距離291.00メートルの点
基点4	基点3から 230° 54' 00" の方向へ距離3.40メートルの点
基点5	基点4から 140° 36' 40" の方向へ距離291.71メートルの点
基点6	基点5から 152° 57' 00" の方向へ距離105.40メートルの点
基点7	基点6から 166° 01' 40" の方向へ距離113.12メートルの点
基点8	基点7から 152° 32' 00" の方向へ距離343.70メートルの点
基点9	基点8から63° 21' 00" の方向へ距離 30.00メートルの点
基点10	基点9から 157° 11' 00" の方向へ距離148.60メートルの点
基点11	基点10から 148° 57' 40" の方向へ距離 85.00メートルの点
基点12	基点11から 159° 42' 00" の方向へ距離 18.10メートルの点
補助点1	基点1から62° 00' 00" の方向へ距離 25.00メートルの点
補助点2	基点9から65° 37' 00" の方向へ距離 30.00メートルの点
補助点3	基点10から55° 22' 00" の方向へ距離 30.00メートルの点
補助点4	基点11から66° 25' 00" の方向へ距離 30.00メートルの点
補助点5	基点11から71° 28' 13" の方向へ距離210.39メートルの点
補助点6	基点12から77° 35' 06" の方向へ距離221.07メートルの点
補助点7	基点12から 103° 19' 52" の方向へ距離 39.69メートルの点

**公 告**

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第1項の規定により、次の地域森林計画を令和3年12月24日付けで定めたので公表する。

令和4年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地域森林計画の名称  
一ツ瀬川地域森林計画
- 2 地域森林計画の計画の期間  
令和4年4月1日から令和14年3月31日まで
- 3 地域森林計画の縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県児湯農林振興局
- 4 申立てがあった意見の要旨  
なし
- 5 申立てがあった意見の処理の結果  
なし

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第5項の規定により、次の地域森林計画を令和3年12月24日付けで変更したので公表する。

令和4年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地域森林計画の名称  
大淀川地域森林計画、五ヶ瀬川地域森林計画、広渡川地域森林計画、耳川地域森林計画
- 2 地域森林計画の縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局
- 3 申立てがあった意見の要旨  
なし
- 4 申立てがあった意見の処理の結果  
なし

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	宮井一好	延岡市川原崎町1604番地2

（任期：令和4年3月31日まで）

- 2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	宮井一好	延岡市川原崎町1604番地2

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第1項の規定により、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を令和3年12月22日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和4管理年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の第1及び第2の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれこれらの表の右欄に掲げる数量とする。

- 第1 まいわし太平洋系群

知事管理区分	数量
宮崎県まいわしまき網漁業	2,193トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

- 第2 まあじ

知事管理区分	数 量
宮崎県まあじまき網漁業	2,363トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称  
二級河川沖田川水系沖田川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
延岡市石田町4268番22地先から延岡市石田町4275番 1 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
名称 道路管理者 宮崎県  
住所 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号  
代表者の氏名 宮崎県知事 河野 俊嗣
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面の維持
  - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
令和 4 年 1 月 17 日から道路の存続する日まで

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 1 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る借入物品及び数量  
令和 3 年度タブレット（モバイル）端末等一式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当  
宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号
- 3 落札を決定した日  
令和 3 年 12 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三保電機株式会社宮崎支店  
宮崎市大塚町宮田 2846 番地 2
- 5 落札金額  
55,716,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和 3 年 11 月 11 日

--	--